

一般会計等財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
 - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………取得原価
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの……………該当なし
 - イ 市場価格のないもの……………該当なし
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………該当なし
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除く）
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

変更なし

(2) 表示方法の変更

変更なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

下水道事業特別会計は、令和5年4月1日から地方公営企業法を適用し、地方公営企業会計へ移行。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失保証債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
公営企業会計	- 千円	- 千円	1,300,562 千円	1,300,562 千円
一部事務組合等	- 千円	- 千円	426,446 千円	426,446 千円
設立法人等	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円
計	- 千円	千円	1,727,008 千円	1,727,008 千円

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

- ② 一般会計等の対象範囲のうち、普通会計の対象範囲に含まれない特別会計はありません。

- ③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

- ④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	－	%
連結実質赤字比率	－	%
実質公債費比率	9.8	%
将来負担比率	11.4	%

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 55,059 千円

- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 81,820 千円

会計	款	項	繰越理由	金額
一般会計	総務費	総務管理費	繰越明許費	15,620 千円
一般会計	衛生費	保健衛生費	繰越明許費	12,024 千円
一般会計	農林水産業費	林業費	繰越明許費	5,576 千円
一般会計	土木費	道路橋梁費	繰越明許費	33,000 千円
一般会計	教育費	社会教育費	繰越明許費	15,600 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

来年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

該当なし

- ② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 4,183,163 千円

- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	2,787,061 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	439,426 千円
将来負担額	7,980,773 千円
充当可能基金額	2,669,430 千円
特定財源見込額	224,312 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	4,817,417 千円

- ④ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
該当なし

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 △609,019 千円

② 既存の決算情報との関連性

一般会計等	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	6,211,502 千円	5,931,278 千円
繰越金に伴う差額	△357,684 千円	— 千円
資金収支計算書	5,853,818 千円	5,931,278 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに
対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としていますが、歳入歳出決算書と資金収支計
算書に相違はありません。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

	一般会計等	
資金収支計算書の業務活動収支	166,941	千円
投資活動収入の国県等補助金収入	464,523	千円
未収金の増減	△367	千円
長期延滞債権の増減	△571	千円
減価償却費	△394,840	千円
賞与引当金の増減	△3,495	千円
退職手当引当金の増減	40,092	千円
徴収不能引当金の増減	797	千円
資産除売却損（非資金分）	△63,400	千円
資産売却益	42	千円
その他臨時損失	30,631	千円
純資産変動計算書の本年度差額	240,352	千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額および利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	1,800,000 千円
一時借入金に係る利子額	56 千円

6. 重要な非資金取引

該当なし

全体会計財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
 - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価

連結対象団体(会計)においては、上記の限りではありません。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………取得原価
- ② 満期保有目的以外の有価証券……………
 - ア 市場価格のあるもの……………該当なし
 - イ 市場価格のないもの……………該当なし
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………該当なし
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額

ただし、連結対象団体(会計)においては、上記の限りではありません。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

ただし、一部の連結対象団体(会計)においては、上記の限りではありません。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。）
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除く）
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去５年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
ただし、一部の連結対象団体においては、上記の限りではありません。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。
ただし、連結対象団体(会計)については上記の限りではありません。

③ 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

変更なし

(2) 表示方法の変更

変更なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失保証債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
一部事務組合等	- 千円	- 千円	426,446 千円	426,446 千円
設立法人等	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円
計	- 千円	千円	426,446 千円	426,446 千円

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 財務書類の対象範囲は次のとおりです。

範囲	団体(会計)名	区分	連結方法	連結割合
一般会計等	一般会計	—	—	— %
全体会計	国民健康保険特別会計	特別会計	全部	100 %
全体会計	後期高齢者医療保険特別会計	特別会計	全部	100 %
全体会計	介護保険特別会計	特別会計	全部	100 %
全体会計	下水道特別会計	特別会計	全部	100 %
全体会計	水道事業会計	公営企業会計	全部	100 %

② 一般会計等の対象範囲のうち、普通会計の対象範囲に含まれない特別会計はありません。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払等があった場合は、現金の受払等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

連結会計財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
 - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価

連結対象団体(会計)においては、上記の限りではありません。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………取得原価
- ② 満期保有目的以外の有価証券……………
 - ア 市場価格のあるもの……………該当なし
 - イ 市場価格のないもの……………該当なし
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………該当なし
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額

ただし、連結対象団体(会計)においては、上記の限りではありません。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

ただし、一部の連結対象団体(会計)においては、上記の限りではありません。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。）
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除く）
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去５年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
長期貸付金については、過去５年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、上記の限りではありません。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。
ただし、連結対象団体(会計)については上記の限りではありません。

③ 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

変更なし

(2) 表示方法の変更

変更なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 財務書類の対象範囲は次のとおりです。

範囲	団体(会計)名		区分	連結方法	連結割合
一般会計等	一般会計		—	—	— %
全会計	国民健康保険特別会計		特別会計	全部	100 %
全会計	後期高齢者医療保険特別会計		特別会計	全部	100 %
全会計	介護保険特別会計		特別会計	全部	100 %
全会計	下水道特別会計		特別会計	全部	100 %
全会計	水道事業会計		公営企業会計	全部	100 %
連結会計	奈良県市町村	会館管理	一部事務組合・	比例	2.56 %
	総合事務組合	公務災害	広域連合	比例	2.63 %
連結会計	南和広域衛生組合		一部事務組合・ 広域連合	比例	19.5 %
連結会計	奈良県広域水質検査センター組合		一部事務組合・ 広域連合	比例	1.40 %
連結会計	奈良県後期高齢者医療広域連合		一部事務組合・ 広域連合	比例	2.56 %
連結会計	奈良県広域消防組合		一部事務組合・ 広域連合	比例	1.66 %
連結会計	南和広域医療企業団		一部事務組合・ 広域連合	比例	1.39 %
連結会計	下市町土地開発公社		第三セクター等	全部	100 %
連結会計	下市町社会福祉協議会		第三セクター等	全部	100 %

② 一般会計等の対象範囲のうち、普通会計の対象範囲に含まれない特別会計はありません。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払等があった場合は、現金の受払等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。